

暫定議題
第 26 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2019 年 10 月 14–17 日
南アフリカ、ケープタウン

1. 開会
 - 1.1. 第 26 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. オブザーバー
2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと見なし、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。
3. 財政及び運営

事務局長が 2019 年改訂予算案及び 2020 年予算案（2021 年及び 2022 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は、財政運営委員会に付託され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、会合に先立ち、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート](#)を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。
5. 生態学的関連種作業部会からの報告

生態学的関連種作業部会（ERSWG）議長が、2019 年 5 月に開催された ERSWG 会合の報告書について説明する。
6. 遵守委員会からの報告

遵守委員会（CC）議長が、2019 年 10 月 10 - 12 日に開催予定の第 14 回遵守委員会会合の報告書について説明する。CC は、EC に対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。

7. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、2019年9月のESC会合の報告書について説明する。ESC会合では、蓄養及び市場データの解析手法の検討、科学調査計画に基づく活動の結果のレビュー、漁業指標の定期評価の実施、SBTの資源状態に関する助言（管理方式にかかるメタルール及び例外的状況に関する評価を含む）、及び拡大委員会による検討に向けた候補管理方式に関する助言を行う予定である。

8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）

メンバーは、遵守委員会及びECに対する年次報告の中で、帰属 SBT 漁獲量の実施状況を報告することとされている。ECは、メンバーがこれらの義務を履行しているかどうかを判断するため、この情報に関するレビューを行う。

8.2. TAC の決定

CCSBT 23 において、2018 - 2020 年の各年の TAC は 17,647 トンとなることが合意されている。ECは、2020年のTACの修正を要するような例外的状況にあるかどうかについての確認を行う必要がある。

8.3. 調査死亡枠

ECは、CCSBT 23 において、2018 - 2020 年の間、MPにより勧告されたTACの範囲内で、調査死亡枠として各年6トンを留保することに合意した。この議題項目は、メンバーに対し、2020年の各国の調査活動のための調査死亡枠の承認を求める機会を提供するものである。

8.4. TAC の配分

想定外の状況（例えば新メンバーの加入、新たな協力的非加盟国の参加、又は非加盟国による未考慮 IUU 漁獲量の推定値の増加など）が発生しない限り、CCSBT 26 において国別配分量に関する議論を行うことは想定されていない。

9. 新たな管理方式の採択

新たな CCSBT 管理方式（MP）の開発スケジュールによれば、拡大委員会は、2021年から2023年までの期間の全世界の総漁獲可能量を勧告するためにESCが2020年にMPを運用するのに間に合うように新たなMPを採択する必要がある。すなわち、CCSBT 26（本会合）において新たなMPを採択するか、2020年の早い段階でMPを採択するために拡大委員会及び委員会の特別会合を開催することが必要となっている。

10. 生態学的関連種（ERS）

CCSBT 25 は、生態学的関連種を年次会合の常設議題項目とすること、及び事務局がERSに関するメンバーのパフォーマンスにかかる年次報告書を提出することに合意した¹。また事務局は、CCSBTの新たなERS決議に基づき、IOTC、WCPFC及びICCATの年次会合におけるERSに関する決定を踏まえ、決議別添IのERS措置一覧の改正版を作成する予定である。さらに事務局は、新たなERS措置の採択に伴って不要となったものと考えられるその他のCCSBTにおけるERSに関する決定の変更を勧告する予定である。

¹ CCSBT 25 は、事務局から提出される報告書はメンバーの年次報告書及び提出されたERSデータから生成した過去3年におけるメンバー別の数量及び種に関するシンプルな報告書であって、メンバーに対して追加的に提出を求めるものではないことを明確化した。

² CCSBTの生態学的関連種に関する措置を他のRFMOの措置と調和させるための決議

11. CCSBT パフォーマンス・レビューの付託事項及びパネル

拡大委員会は、CCSBT 25 において、次回の CCSBT パフォーマンス・レビューを 2021 年に実施することに合意した。UNFSA³ 締約国による第 14 回非公式協議では「地域漁業管理機関及び協定のパフォーマンス・レビュー」がテーマとされ、同協議は 2019 年 5 月に開催された。拡大委員会は、CCSBT 26 において、必要に応じて同非公式協議の結果を考慮し、パフォーマンス・レビューの付託事項について合意すべきである。

12. 条約条文のレビュー

CCSBT 25 では、条約を近代化するための条文のレビュー及び CCSBT のメンバー資格を漁業主体及び REIO にも拡大するためのメカニズムの策定に関する CCSBT 戦略計画の行動事項について検討した。会合は、関心を有するメンバーが休会期間中に連絡を取り合い、CCSBT 26 における検討に向けて、条約について熟慮する文書（条約改正に関する作業計画を含む）を作成することに合意した。

13. 非メンバーとの関係

CCSBT 25 からの要請を受け、事務局は、中国、フィジー、モーリシャス、シンガポール及び米国に対し、オブザーバーとして CC 14 及び CCSBT 26 に参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して、遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。

14. 神戸プロセス

この常設議題項目は、神戸プロセスに関するアップデートを行うとともに、行動が求められる全ての神戸プロセス勧告についてメンバーがレビューを行うものである。

15. 他の機関との活動

15.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

他の RFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは、関心のある RFMO 会合において CCSBT オブザーバーとなり⁴、これらのメンバーは CCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する
- 2020 年の CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバーについて合意する

16. データ及び文書の機密性

16.1. 2019 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 25 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである⁵。

³ 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連動条約の規定の実施のための協定

⁴ WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及び IATTC について、韓国、オーストラリア、インドネシア、日本及び台湾がそれぞれのオブザーバーとなった。

⁵ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 26 に関連する会合の報告書は CCSBT 26 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT 26 後に公表される。

17. 2020年の会合

2020年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章#2019/027において、日本が主催する2020年の会合の暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 拡大科学委員会会合：2020年8月31日-9月5日
- 遵守委員会：2020年10月8-10日
- 拡大委員会：2020年10月12-15日

ECは、これらの会合の暫定的な日程について確認する必要がある。さらにECは、遵守委員会会合の直前（すなわち2020年10月7日）に非公式遵守技術作業部会を開催するかどうかについて決定する必要がある。このことについては、財政運営委員会が2020年予算の決定にこれを反映できるよう、議題の十分に早い段階で決定を行う必要がある。また、2020年6/7月に休会期間中のOMMP会合の開催が計画されているが、これまでと同様、同会合の日程についてはCCSBT 26の後に事務局長と参加科学者との間で調整される予定である。

18. 第27回CCSBT年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT 24は、選出された議長及び副議長がさらに3年の期間において再選出されることを可能とする形で[CCSBT 手続規則](#)の規則4(1)を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で4年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 26の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 27に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

19. その他の事項

20. 閉会

20.1. 報告書の採択

20.2. 閉会